

「一家転住等」に伴う特例措置

〔転校への特例〕

1. 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③）に抵触しないものとする。

- (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
- (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
 - 1) 親の転勤による一家の転居
 - 2) 親の結婚、離婚による一家の転居
 - 3) 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
- (3) 転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。
 - 1) 本特例を受けようとする参加者は、下記 2.(1)の場合は転居元、下記 2.(2)の場合は転居先が属する都道府県体育（スポーツ）協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - 2) 報告を受けた都道府県体育（スポーツ）協会及び都道府県競技団体は、下記 2.(1)の場合は転居先、下記 2.(2)の場合は転居元が属する都道府県体育協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。

2. 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。

- (1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
 - 1) 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
 - 2) 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
 - 3) 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
- (2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
 - 1) 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

附則

本規則は、平成 16 年 4 月 13 日に制定し、第 60 回大会より施行する。

本規則は、平成 20 年 4 月 25 日に改定し、同日より施行する。

本規則は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、同日より施行する。